

子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの素案について

資料 1

平成 29 年 10 月 10 日（火）

第 2 回佐倉市子育て支援推進委員会

●計画の中間見直しの見直し箇所、見直し方針について（前回の推進委員会にて説明）

教育・保育施設に係る必要利用定員総数（量の見込み）と確保の内容（確保量）

○見直し方針

◇ 平成 2 9 年 1 月 2 7 日付け事務連絡（6/29 改定）で内閣府から「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための作業の手引き」が示されていることから、この通知内容を基本として見直しを行う。

「見直しが必要な場合」

- 平成 2 8 年 4 月 1 日時点の支給認定区分(※1)ごとの実績値と計画値が 1 0 %以上かい離している場合。
- 平成 2 9 年度末以降も待機児童等の発生が見込まれる場合。（平成 3 1 年度末に待機児童解消ができるよう計画する）
- 既に市町村計画の年度目標値を超えて整備を行った年度がある場合。

「目標値」

- 平成 3 1 年度末に待機児童解消。（「確保量」が、「量の見込み」以上となる。）

(※1)支給認定区分 1 号認定→ 3 歳以上の保育を必要としない子
2 号認定→ 3 歳以上の保育が必要な子
3 号認定→ 3 歳未満の保育が必要な子

地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みとその確保量

地域子ども・子育て支援事業とは？

→延長保育事業、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業など

○見直し方針

◇ 平成 2 9 年 1 月 2 7 日付け事務連絡（6/29 改定）で内閣府から「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための作業の手引き」によると、必要に応じて「量の見込み」の見直しを行うこととされている。

既計画値と実績を比較し、大きく乖離がある場合や今後の事業実施の見通しを反映すべきものがある場合は、見直しを行う。



参考：第 1 回委員会資料

●平成29年10月以降に定数増とした整備計画

●全年齢

市全域	29年度	30年度	31年度
確保量（1号）	0	0	-90
確保量（2・3号）	110	60	188

3 歳以上の子ども（教育を希望する子ども） 1 号認定

市全域	29年度	30年度	31年度
確保量（計画値）	0	0	-90
幼稚園			
認定こども園			180
確認を受けない幼稚園			-270

3 歳以上の子ども（保育を希望する子ども） 2 号認定

市全域	29年度	30年度	31年度
確保量（計画値）	66	34	93
保育所	66	34	33
認定こども園			60
その他			

3 歳未満の子ども（0 歳児） 3 号認定

市全域	29年度	30年度	31年度
確保量（計画値）	8	6	25
保育所	8	6	9
認定こども園			10
地域型保育			6
その他			

3 歳未満の子ども（1・2 歳児） 3 号認定

市全域	29年度	30年度	31年度
確保量（計画値）	36	20	70
保育所	36	20	18
認定こども園			20
地域型保育			32
その他			

【平成29年度】
（保育所の新規開園：臼井・千代田地区）
定員50名→0～1歳各6名、2～3歳各9名、
4～5歳各10名

（保育所の移転による定員増：志津南部地区）
定員120名→0歳+2、1歳+9、2歳+12、
3～4歳+13、5歳+11

【平成30年度】
（保育所の新規開園：志津北部地区）
定員60名→0歳6名、1～2歳各10名、
3～4歳各11名、5歳12名

【平成31年度】
（幼稚園の認定こども園への移行：佐倉地区）
定員270名 → 1号：180名、
2・3号：90名
（0～2歳：各10名、3～5歳：各20名）

（保育所の新規開園：志津北部地区）
定員60名→0～2歳各9人、3～5歳各11名

（小規模保育事業の新規開所：臼井・千代田地区）
①定員19名→0歳3名、1～2歳各8名
②定員19名→0歳3名、1～2歳各8名

●中間見直し後の素案については、当初計画との変更箇所を以下の新旧対照表にて作成（次ページ以降）

区分	新	旧

